

軽四輪車等に係る軽自動車税（種別割）のグリーン化特例について

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）について、取得の翌年度分（令和6年度分）に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を適用します。対象区分と税率については以下のとおりです。

適用される税率

車種	区分		標準税率	軽減税率（年額）				
				75%軽減	50%軽減	25%軽減		
				電気自動車 燃料電池軽自動車 天然ガス軽自動車 （※1）	令和12年度 燃費基準 90%達成 （※2）	令和12年度 燃費基準 70%達成 （※3）		
三輪	乗用	営業用	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
	その他		3,900円	1,000円	対象外（※3）			
四輪以上	貨物	営業用	3,800円	1,000円			対象外（※3）	
		自家用	5,000円	1,300円				
	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500	5,200		
		自家用	10,800円	2,700円	対象外（※3）			

※1 燃料電池軽自動車は、乗用自家用に限ります。

天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合、又は、平成21年排出ガス規制適合かつNox（窒素酸化物）10%低減達成車に限ります。

※2 平成30年排出ガス基準50%低減達成車、又は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限ります。

※3 対象外の車両は、標準税率が適用されます。